

●代理受領制度について

代理受領制度は、耐震診断や改修工事等を実施した業者さんが、申請者の委任を受けて補助金の請求と受領を代理で行うものです。これを利用すると、申請者は診断費や工事費等から補助金を差し引いた額を業者さんに支払えば良いため、費用負担が軽減されます

●診断の場合

(通常の流れ)

- ①診断後に申請者が診断士さんに9万5千円を払う
- ②領収書と契約書と診断書の写しを添えて実績報告書を市に提出
- ③三条市から申請者に補助金として8万5千円を口座に振り込む

(代理受領を利用する場合の流れ)

- ①代理受領をするか、申請者と診断士さんで確認し、代理受領届出書を記入していただく（双方記入欄あり）
- ②補助金交付申請時に代理受領届出書を提出（後で提出でも可）
- ③診断後に申請者が診断士さんに1万円を支払う
- ④診断士さんは1万円分の領収書を渡す
- ⑤領収書と契約書と診断書の写しを添えて実績報告書を市に提出
- ⑥代理受領請求書を診断士さんが市に提出
- ⑦市から診断士さんに補助金8万5千円を口座に振り込む

※代理受領制度は、建築課で取り扱う全ての補助金について対象になっております。